



マイナンバー(個人番号)を記載した 申告書等の提出時の本人確認について



東京都主税局では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)16条に基づき、マイナンバー(個人番号)を記載した申告書等の提出の際は、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせは、以下のとおりです。

☆ 番号確認・身元確認とは?

- 番号確認・・・正しい個人番号であることの確認
- 身元確認・・・申告者等が、個人番号の正しい持ち主であることの確認

ご注意ください

- 都税に関する証明等申請時の「本人確認」とは異なります。
- 通知カードは身元確認には使用できません。(記載事項に変更がなくても使用できません)
- 個人番号通知書は番号確認や身元確認には使用できません。
- 有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。

1 本人が申告書等を提出する場合

※郵送時は、写しを同封してください。

◎ア～エのいずれかの組合せの書類をご用意ください。

本人確認

納税証明・評価証明等申請時における「本人確認」とは異なります。

	番号確認	身元確認
ア	個人番号カードの裏面 <input type="checkbox"/>	個人番号カードの表面 <input type="checkbox"/>
イ		<p>【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 <input type="checkbox"/></p> <p>運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 愛の手帳(療育手帳) / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳</p>
ウ	<p>【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの) ・通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る) 	<p>【身分証明書(以下の書類から1点)】 <input type="checkbox"/></p> <p>公的医療保険の資格確認書 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / プレ印字申告書 / 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書</p>
エ		<p>【身分証明書(以下の書類から2点)】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>学生証(顔写真なし) / 身分証明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書</p>

※ は確認用としてご使用ください。



東京都主税局

2 代理人が申告書等を提出する場合

※郵送時は、写しを同封してください。

◎ア、イ のいずれかの組合せの書類をご用意ください。

本人確認

納税証明・評価証明等申請時における「本人確認」とは異なります。

	本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
ア イ	<p>【以下の書類の写しから1点】 <input type="checkbox"/></p> <p>・本人の個人番号カード【両面】</p> <p>・本人の住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）</p> <p>・本人の通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る）</p> <p>【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/></p> <p>代理人の個人番号カード / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 愛の手帳（療育手帳） / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 写真付き学生証 / 写真付き身分証明書 / 写真付き社員証 / 写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳</p> <p>＜代理人が法人の場合＞</p> <p>登記事項証明書 / 印鑑登録証明書 / 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 + 当該法人との関係を証する書類（社員証等）</p> <p>【以下の書類から2点】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>公的医療保険の資格確認書 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証（顔写真なし） / 身分証明書（顔写真なし） / 社員証（顔写真なし） / 資格証明書（顔写真なし） / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 紳税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書</p>	<p>【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状【原本】（任意代理人の場合） ・税務代理権限証書 ・戸籍謄本（法定代理人の場合） ・本人しか持ち得ない書類（例：個人番号カード、公的医療保険の資格確認書） ・プレ印字申告書 ・手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書 	

※ は確認用としてご使用ください。

3 eLTAXで申告書等を提出する場合

本人確認

利用者	本人の番号確認	身元確認	代理権の確認
本人	<p>【以下の書類のデータ又は写し(1点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード【両面】 ・本人の住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） ・本人の通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る） <p>※マイナンバー制度施行後（平成28年1月以降）の申告書等を電子申告にていずれかの地方団体に提出したことがある場合は添付不要です。</p> <p>また、本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合も添付不要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証による電子署名 ・eLTAXで認められている電子証明書 	
代理人		<p>※ <u>代理人の身元確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人の公的個人認証による電子署名 ・eLTAXで認められている電子証明書 	<p><u>納税義務者本人の利用者ID</u>を用いた電子申告の送信で確認を行います。</p>

【メモ欄】

【お問合せ先】

所管する都税事務所の各税目等担当へお問合せ願います。



東京都主税局